

東村山市下水道使用料の改正予定箇所

【現行】

(1月当たり)

汚水の種別	ダン	排出量	使用料 単価
一般汚水	1ダン	10m ³ 以下の分	560円
	2ダン	10m ³ を超え 20m ³ 以下の分	1m ³ につき 100円
	3ダン	20m ³ を超え 50m ³ 以下の分	1m ³ につき 160円
	4ダン	50m ³ を超え 100m ³ 以下の分	1m ³ につき 195円
	5ダン	100m ³ を超え 200m ³ 以下の分	1m ³ につき 230円
	6ダン	200m ³ を超え 500m ³ 以下の分	1m ³ につき 270円
	7ダン	500m ³ を超え 1,000m ³ 以下の分	1m ³ につき 310円
	8ダン	1,000m ³ を超える分	1m ³ につき 345円
浴場汚水		1m ³ につき	19円



【改正後】

(1月当たり)

汚水の種別	ダン	排出量	使用料 単価
一般汚水	1ダン	8m ³ 以下の分	560円
	2ダン	8m ³ を超え 20m ³ 以下の分	1m ³ につき 100円
	3ダン	20m ³ を超え 50m ³ 以下の分	1m ³ につき 160円
	4ダン	50m ³ を超え 100m ³ 以下の分	1m ³ につき 195円
	5ダン	100m ³ を超え 200m ³ 以下の分	1m ³ につき 230円
	6ダン	200m ³ を超え 500m ³ 以下の分	1m ³ につき 270円
	7ダン	500m ³ を超え 1,000m ³ 以下の分	1m ³ につき 310円
	8ダン	1,000m ³ を超える分	1m ³ につき 345円
浴場汚水		1m ³ につき	19円

下水道使用料の算定方法

例えば、1月当たり**25m³**を使うと…

【現行】

$$\{560円 + (20m^3 - 10m^3) \times 100円/m^3 + (25m^3 - 20m^3) \times 160円/m^3\} \times 1.08$$

=2,548.8円

1円未満の端数は切捨てなので、**2,548円(税込)**

【改正後】

$$\{560円 + (20m^3 - 8m^3) \times 100円/m^3 + (25m^3 - 20m^3) \times 160円/m^3\} \times 1.08$$

=2,764.8円

1円未満の端数は切捨てなので、**2,764円(税込)**

【改正後】2,764円-【現行】2,548円=216円 よって、1月当たり消費税込で**216円の値上げ**となります！